

0

山形県公報

平成20年6月24日(火) 第1953号

······

毎 週 火・金 曜 日 発 行

目	次
---	---

	告	示		
介護保険法による指定調査機関の調査	事務を行う事務	所の所在地の変!	更(長寿	手社会課)…901
介護保険法による指定情報公表センター	-の住所及び情	睛報公表事務を行 ^っ	う事務所の	
所在地の変更				
農業振興地域の区域の変更			•	
山形県農業近代化資金利子補給金交付規				=
土地改良区の役員の退任の届出			•	
道路の区域の変更				
同				=
県道の供用の開始			-	
同		(直)	杨総古文厅四直肠建設	或総務議) 回
	公	告		
社団法人全国公営住宅火災共済機構の約	圣営状況		(管	財 課)904
特定調達契約に係る落札者の公告			(出	納 局) 同
	正	誤		
		HX.		
-	 告			
-		<u> </u>		

山形県告示第597号

介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第37条の4第2項の規定により、次のとおり指定調査機関に関する変更の届出があった。

平成20年6月24日

山形県知事 齋 藤 弘

指定調査機関の名称	 指定調査機関の住所	調査事務を行う	変更年月日	
日に明旦機関の石が	1日	変 更 前	変 更 後	交叉牛月口
社会福祉法人山形県社	山形市緑町一丁目 9 番30	山形市緑町一丁目 9	山形市江俣一丁目 9	平成20. 4. 1
会福祉事業団	号	番30号	番26号	半成20.4.1

山形県告示第598号

介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第37条の11において準用する同令第37条の4第2項の規定により、次のとおり指定情報公表センターに関する変更の届出があった。

平成20年6月24日

山形県知事 齋 藤 弘

指定情報公表セン	指定情報公表	センターの住所	情報公表事務を行	亦再午日口	
ターの名称	変 更 前	変 更 後	変 更 前	変 更 後	→変更年月日
山形県国民健康保	山形市松波四丁目	寒河江市大字寒河	山形市松波四丁目	寒河江市大字寒河	平成
険団体連合会	1 番15号	江字久保 6 番地	1番15号	江字久保6番地	20. 5. 1

山形県告示第599号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第7条第1項の規定により、農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

平成20年6月24日

山形県知事 齋 藤 弘

1 変更する地域の名称

大江農業地域

2 変更後の区域

大江町行政区域のうち都市計画法(昭和43年法律第100号)による用途地域(平成17年11月変更決定)の区域、 国有林野及び民有林野の区域(次の図に示す区域を除く。)並びに大字左沢の区域(次の図に示す区域を除く。) を除く区域

(次の図は省略し、その図書を農林水産部農政企画課及び大江町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山形県告示第600号

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年6月24日

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程(昭和36年12月県告示第1001号)の一部を次のように改正する。 第2条の表中「年0.40%」を「年0.50%」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成20年5月23日から適用する。
- 2 平成20年5月23日前に貸し付けられた農業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第601号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、最上町土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成20年6月24日

山形県知事 齋 藤 弘

理事及び監事の	の別		氏	名	住	所
理	事	小	林	仁	最上郡最上町大字向町775番	地

山形県告示602号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成20年6月24日から同年7月7日まで縦覧に供する。

平成20年6月24日

山形県知事 齋 藤 弘

1 道路の種類 県 道

2 路線名 赤湯停車場線

3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
南陽市赤湯字馬町北948番 1 から 同 字川尻3110番 8 まで		IΒ	16.0 メートル ~ 8.5	メートル 347
同	上	新	18.0 メートル ~ 16.0	同上

山形県告示603号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成20年6月24日から同年7月7日まで縦覧に供する。

平成20年6月24日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 寺泉舟場線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
長井市寺泉字谷地5090番4から 同 5060番2まで		IΒ	12.0 メートル ・ 11.6	メートル 84
同	上	新	13.5 メートル ・ 12.0	同上

山形県告示第604号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成20年6月24日から同年7月7日まで縦覧に供する。

平成20年6月24日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路 線 名 赤湯停車場線
- 2 供用開始の区間 南陽市赤湯字馬町北948番1から

同 字川尻3110番8まで

3 供用開始の期日 平成20年6月27日

山形県告示第605号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成20年6月24日から同年7月7日まで縦覧に供する。

平成20年6月24日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路 線 名 寺泉舟場線
- 2 供用開始の区間 長井市寺泉字谷地5090番4から

同 5060番2まで

3 供用開始の期日 平成20年6月24日

公 告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第263条の2第2項の規定により、社団法人全国公営住宅火災共済機構から平成19年度の経営状況について、次のとおり通知があった。

平成20年 6 月24日

1 事業実績

加入都道府県市区町村会員数 705 加入戸数 859,724戸 共済委託契約金額 7,697,366,667,000円 火災共済掛金 1,031,110,956円 被災戸数 476戸 火災共済給付金 464,773,477円 特定給付金 23,027,276円 復興建築助成戸数 207戸 復興建築助成金 76,049,072円 住宅災害見舞戸数 1,117戸 住宅災害見舞金 27,290,000円 住宅防火施設整備補助会員数 256 住宅防火施設整備補助金 137,924,600円

2 収支計算

(1) 収入

火災共済掛金収入1,031,110,956円建物管理の部収入44,148,075円その他の収入192,206,070円当期収入合計(A)1,267,465,101円前期繰越収支差額602,835,058円収入合計(B)1,870,300,159円

(2) 支出

事業費 880,538,245円 管理費 146,707,546円 建物管理費 20,796,078円 特定資産等取得支出 171,662,874円 当期支出合計(C) 1,219,704,743円 当期収支差額(A)-(C) 47,760,358円 次期繰越収支差額(B)-(C) 650,595,416円

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成20年6月24日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
 - (1) ノート型パソコン 2,207式
 - (2) デスクトップ型パソコン 23式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 山形県出納局経理課調達担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2721
- 3 落札者を決定した日 平成20年6月10日
- 4 落札者の名称及び所在地

山形リコー株式会社 山形市大字漆山1784番地

- 5 落札金額 94,478,580円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則(平成7年12月県規則第95号)第3条の公告を行った日 平成20年4月30日

正 誤

県公報
番号ページ行誤正

平成20.4.30 第1938号 647 15 大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗の変更に係る市

町村の意見

| 〒990-0047 | 山形市旅篭町二丁目 1-21 | 日刷所 | 坂 部 日 刷 株 式 会 社 日刷者 | 坂 部 登 電話 山形(631)2057 (631)2056